

次世代育成支援対策推進法に伴う一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～ 2029年3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を10%以上にする

女性社員・・・取得率を95%以上にする

<対策>

- 2025年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2025年4月～ 男性も積極的に育児休業を取得することについて、周知するため広報活動実施

目標2：小学校卒業前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 2025年4月～ 育児・介護休業規程変更。法律を上回る規程を導入する。
- 2025年4月～ 制度導入。社員への短時間勤務制度の周知

目標3：2025年度から、社員全員の所定外労働を削減。定時退社日を定め周知する。

<対策>

- 2025年8月～ 所定外労働の原因分析。社員へのアンケート調査
- 2025年10月～ 各部署毎に問題点の検討
- 2025年12月～ 管理職を対象とした意識改革、時短活動への取り組み実施。定時退社日の推進。

目標4：年次有給休暇の取得推進。

<対策>

- 2025年4月～ 新勤怠システム導入での個別管理。有給取得状況の見える化